

令和7年第2回議事録

黒石市農業委員会

議 事 録

- 1 開催日時 令和7年2月19日(水) 午前8時52分～9時20分
- 2 開催場所 黒石市産業会館 4階 大会議室
- 3 出席委員 (12人)

会 長	12番	木 立 康 行	
会長職務代理者	11番	佐 藤 孝 文	
委 員	3番	加 藤 浩 揮	4番 佐 藤 陽 介
	5番	今 隆 俊	6番 石 澤 孝 知
	7番	長 内 康 之	9番 工 藤 勝 彦
	10番	工 藤 元 伸	13番 佐 藤 国 雄
- 4 欠席委員 (1人) 8番 木 村 功
- 5 出席農地利用最適化推進委員 (6人)

・沖揚平・厚目内地区	櫻 庭 太 志	・中野地区	佐 藤 徹 志
・山形地区	盛 晋	・浅瀬石・追子野木地区	佐 藤 仁
・黒石地区	高 木 一 弥	・六郷地区	村 上 誠
- 6 議事参与の制限委員 (3人)

5番 今 隆 俊	10番 工 藤 元 伸
12番 木 立 康 行	
- 7 付議案件

報告第3号	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第4号	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
議案第5号	農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第6号	農用地利用集積計画の決定について
議案第7号	農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
議案第8号	不動産取得税の徴収猶予に関する証明(農業経営)について
- 8 事務局職員

事務局長	佐 藤 久 貴
事務局長補佐	村 上 大 樹
主査	山 田 和 晶
主事	工 藤 慎 也
主事	福 澤 野 亜

佐藤事務局長	定刻前ですが、全員お揃いになりましたので会議を始めます。 それでは、会議規則第4条の規定により、会長に議長を務めていただき進めてまいります。よろしくお願いします。
議長	(開会の挨拶) 黒石市農業委員会憲章の唱和を、佐藤孝文職務代理者をお願いします。
職務代理者	ご起立願います。 私が前文を読み上げますので、一、農業委員会は、の次からご唱和をお願いします。 一、農業委員会は、(全員で唱和) ありがとうございました。ご着席ください。
議長	ただいまから、令和7年第2回黒石市農業委員会総会を開会いたします。 在任農業委員中、出席委員が12人で、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたします。 また、農地利用最適化推進委員につきましても、6人が出席しております。 次に、議事録署名者並びに書記の選任についてお諮りいたします。
委員	「議長一任」の声
議長	議長一任の声がありますので、私から指名いたします。 議事録署名者には、7番長内康之委員、9番工藤勝彦委員をお願いします。 書記には事務局の村上補佐をお願いします。 なお、総会の議案書は、事前に各委員に配付しておりますので、事務局には、要点の説明をお願いします。 議案の審議に入る前に、報告第3号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」を事務局から報告をお願いします。
福澤主事	報告第3号は、農地法施行規則第19条の規定により、別紙のとおり農地法の許可を要しない権利取得に係る届出書を受理したので、報告するものです。 別紙で説明いたします。2ページをご覧ください。 令和7年1月受理分は、相続が5件、総面積51,505㎡、田が14筆18,647㎡、平畑が15筆8,722㎡、樹園地が12筆24,136㎡となっております。 以上です。
議長	ただいまの報告について、審議事項ではありませんが、ご質問等がありましたら承ります。
委員	「なし」の声
議長	質問がありませんので、次に報告第4号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」を事務局から報告をお願いします。
福澤主事	報告第4号は、農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので、報告するものです。 別紙で説明いたします。4ページをご覧ください。 受付番号1番は、大字上十川字北原五番の田、3,987㎡を賃借人の都合により、令和6年12月24日に合意解約したものです。

		受付番号2番は、大字東野添字漆原新田の田、2, 058㎡を賃借人の都合により、令和6年12月24日に合意解約したものです。 受付番号3番は、大字黒石字弥九郎の田、7, 987㎡を賃借人の都合により、令和6年12月25日に合意解約したものです。 5ページに移ります。 受付番号4番は、大字豊岡字長坂の田、1, 393㎡を賃借人の都合により、令和7年1月15日に合意解約したものです。 受付番号5番は、あけぼの町の田、1, 916㎡を賃借人の都合により、令和7年1月15日に合意解約したものです。 6ページに移ります。 受付番号6番は、大字上十川字北原五番の田、1, 833㎡を賃借人の都合により、令和7年1月27日に合意解約したものです。 以上です。
議	長	ただいまの報告について、審議事項ではありませんが、ご質問等がありましたら承ります。
委	員	「なし」の声
議	長	質問がありませんので、以上で報告を終わります。 次の議案第5号につきましては、10番工藤元伸委員が審議対象になっておりますので、議事参与の制限により、また、櫻庭太志推進委員の親族が審議対象になっておりますので、議事参与の制限の例により、当該事案開始から終了まで退席をお願いします。 (工藤元伸委員、櫻庭太志推進委員退席) それでは、議案第5号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
福澤主事		議案第5号は、農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求めるものです。 別紙で説明いたします。 今回の申請は、賃借権設定が8件、所有権移転が6件です。 8ページをご覧ください。 (1) 賃借権設定です。 受付番号1番は、大字中川字富田の田、1, 810㎡を契約期間更新のため、5年間貸借するものです。 受付番号2番は、追子野木二丁目の田、2, 632㎡を契約期間更新のため、5年間貸借するものです。 受付番号3番は、美原町の田、5, 594㎡を経営規模拡大のため、5年間貸借するものです。 受付番号4番は、大字沖浦字大巻前の畑、外2筆合計13, 588㎡を経営規模拡大のため、10年間貸借するものです。 9ページに移ります。 受付番号5番は、大字浅瀬石字川原田の田、外1筆合計11, 859㎡を

経営規模拡大のため、2年間貸借するものです。

受付番号6番は、大字浅瀬石字櫻田の田、外6筆合計13,417㎡を経営規模拡大のため、5年間貸借するものです。

受付番号7番は、大字浅瀬石字櫻田の田、4,860㎡を経営規模拡大のため、5年間貸借するものです。

10ページに移ります。

受付番号8番は、大字花巻字長坂南の田、外1筆合計2,805㎡を経営規模拡大のため、5年間貸借するものです。

受付番号1番、2番の申請について、農業経営基盤強化促進法の貸借期間満了に伴い、双方が法定更新を希望したため、農地法第3条での申請となりました。

受付番号3番から8番の申請について、借受人は、農業経営基盤強化促進法の受け手の要件に該当しますが、双方が法定更新を希望したため、農地法第3条での申請となりました。

11ページに移ります。

(2) 所有権移転です。

受付番号1番は、馬場尻東の田、3,161㎡を経営規模拡大のため、売買により取得するものです。

受付番号2番は、大字石名坂字村ヨリ北の樹園地、917㎡を経営規模拡大のため、売買により取得するものです。

受付番号3番は、大字豊岡字姥懐の樹園地、5,228㎡を新規農家のため、売買により取得するものです。

受付番号4番は、大字牡丹平字柏木山菊沢の樹園地、4,853㎡を経営規模拡大のため、売買により取得するものです。

12ページに移ります。

受付番号5番は、大字石名坂字村ヨリ北の畑、103㎡を耕作便利のため、売買により取得するものです。

受付番号6番は、大字黒石字十三森の田、99㎡を贈与により取得するものです。

受付番号3番の申請について、令和6年11月19日の総会にて承認された農用地利用集積等促進計画が、現時点で県から認可されていないため、新規農家としての申請となりました。また、聞き取り調査は、令和6年11月11日に実施済のため省略しております。

受付番号5番の申請について、譲受人は、農業経営基盤強化促進法の受け手の要件に該当しますが、申請地と隣接する耕作地を含めて10a未満であるため、農地法第3条での申請となりました。

以上の申請につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

なお、申請書及び添付書類の内容確認並びに、航空写真及び職員による現地の状況説明を聞き取りした委員より報告があります。

以上です。

議 長	それでは、申請書及び添付書類の内容確認並びに聞き取り調査を行った、5 番今隆俊委員に報告をお願いします。
今 隆 俊 委 員	今回申請があった農地について、去る 2 月 5 日、石澤孝知委員、佐藤仁推進委員、私と事務局を交えて、航空写真及び職員からの現地の状況説明の聞き取りしたこと並びに、申請書及び添付書類等の審査をした結果を報告します。 (1) 賃借権設定です。 受付番号 1 番、2 番は、契約期間更新のための申請です。現況は田で、権利取得後はそれぞれ水稻の栽培が行われます。 受付番号 3 番は、経営規模拡大のための申請です。現況は田で、権利取得後は水稻の栽培が行われます。 受付番号 4 番は、経営規模拡大のための申請です。現況は畑で、権利取得後はやさいの栽培が行われます。 受付番号 5 番から 8 番は、経営規模拡大のための申請です。現況は田で、権利取得後は水稻の栽培が行われます。 (2) 所有権移転です。 受付番号 1 番は、経営規模拡大のための申請です。現況は田で、権利取得後は水稻の栽培が行われます。 受付番号 2 番は、経営規模拡大のための申請です。現況は樹園地で、権利取得後はやさいの栽培が行われます。 受付番号 3 番は、新規農家による申請です。現況は樹園地で、権利取得後はももの栽培が行われます。 受付番号 4 番は、経営規模拡大のための申請です。現況は樹園地で、権利取得後はりんごの栽培が行われます。 受付番号 5 番は、耕作便利のための申請です。現況は畑で、権利取得後はやさいの栽培が行われます。 受付番号 6 番は、贈与による申請です。現況は田で、権利取得後は水稻の栽培が行われます。 今回申請があった 14 件は、権利を取得することで周辺農地及び農業上の利用において、影響はないものと思われます。 以上です。
議 長	ただいまの説明及び報告について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
委 員	「なし」の声
議 長	質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委 員 一 同	「異議なし」の声
議 長	ご異議がありませんので、議案第 5 号は原案のとおり決定いたします。 (工藤元伸委員、櫻庭太志推進委員指定席に着く) 次の議案第 6 号につきましては、5 番今隆俊委員が審議対象になっておりますので、議事参与の制限により、当該事案開始から終了まで退席をお願いします。

	します。 また、私も審議対象になっておりますので、議事参与の制限により退席いたします。議長を佐藤孝文職務代理者にお願いします。 (木立康行会長、今隆俊委員退席)
議長 (職務代理者)	それでは、議案第6号「農用地利用集積計画の決定について」を議題いたします。 事務局の説明をお願いします。
山田主査	議案第6号は、黒石市長から、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めた旨の通知があったので、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により、農業委員会の決定を求めるものであります。 今回の申請は、賃借権設定が12件、所有権移転が2件です。 別紙14ページから説明します。 (1) 賃借権設定です。 受付番号1番から12番は、農地中間管理事業による10年間の新規設定となります。 受付番号1番は、富士見の田、3,964㎡を10a当たり物納玄米60kgでの設定です。 受付番号2番は、大字境松字村井の田、3,050㎡を10a当たり10,000円での設定です。 受付番号3番は、富田の畑、外3筆合計8,740㎡を10a当たり物納玄米60kgでの設定です。 15ページに移ります。 受付番号4番は、大字浅瀬石字稲村の田、外1筆合計3,835㎡を10a当たり10,000円での設定です。 受付番号5番は、大字浅瀬石字稲村の田、外1筆合計4,151㎡を10a当たり10,000円での設定です。 受付番号6番は、大字浅瀬石字稲田の田、外1筆合計4,945㎡を10a当たり10,000円での設定です。 受付番号7番は、馬場尻西の田、外4筆合計19,908㎡を10a当たり14,000円での設定です。 16ページに移ります。 受付番号8番は、大字黒石字弥九郎の田、74㎡を10a当たり14,000円での設定です。 受付番号9番は、大字黒石字弥九郎の田、993㎡を10a当たり14,000円での設定です。 受付番号10番は、馬場尻西の田、外2筆合計4,966㎡を10a当たり14,000円での設定です。 17ページに移ります。 受付番号11番は、大字高館字甲花岡の田、1,845㎡を10a当たり14,000円での設定です。 受付番号12番は、大字三島字宮元の田、外4筆合計8,097㎡を10a当たり10,000円での設定です。

	18ページに移ります。 (2) 所有権移転です。 受付番号1番は、大字豊岡字長坂の田、1,393㎡を経営規模拡大のため所有権移転するものです。 受付番号2番は、大字大川原字蛭貝澤の畑、外5筆合計43,923㎡を経営規模拡大のため所有権移転するものです。 以上、計画書の内容及び申し出のあった際の聞き取りにより、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。 以上です。
議長 (職務代理者)	ただいまの説明及び報告について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
委員	「なし」の声
議長 (職務代理者)	質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委員一同	「異議なし」の声
議長 (職務代理者)	ご異議がありませんので、議案第6号は、原案のとおり決定いたします。 それでは、審議が終了しましたので、議長を木立会長と交代します。 (木立康行会長、今隆俊委員指定席に着く)
議長	佐藤孝文職務代理者、ありがとうございました。 それでは、議案第7号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
工藤主事	議案第7号は、農地法第5条第3項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求めるものであります。 内容について、別紙20ページで説明いたします。 受付番号1番は、申請人は記載のとおりです。 土地表示は大字黒石字十三森、登記地目は田、現況地目は田、面積は164㎡、資材置場用地とするため取得するものです。 農地区分は、第一種農地に該当しますが、転用許可要件である「敷地拡張」に該当するため、転用許可の見込みがあるものと考えられます。 なお、申請地の詳細については、聴き取り調査を行った委員より報告があります。 以上です。
議長	それでは、申請書及び添付書類の内容確認並びに聞き取り調査を行った、5番今隆俊委員に報告をお願いします。
今隆俊委員	今回、農地法第5条申請があった土地について、去る2月5日、石澤孝知委員、佐藤仁推進委員、私と事務局を交えて聞き取り調査及び申請書並びに、添付書類等の審査をした結果を報告します。 受付番号1番は、資材置場用地として取得するための申請です。 場所は、弘南鉄道黒石駅から西へ約613mの場所に位置しています。

		土地の選定理由を聞き取りしたところ、申請地の隣地を既に譲受人が資材置場として利用しており、申請地と併せて一体利用するため選定したとのことです。 申請地周辺は田となっていますが、申請地との高低差はなく、土砂の流出のおそれはありません。雨水等は自然浸透とするとのことで、転用することに問題はないと思われます。 以上です。
議	長	ただいまの説明及び報告について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
委	員	「なし」の声
議	長	質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委	員 一 同	「異議なし」の声
議	長	ご異議がありませんので、議案第7号は、原案のとおり決定いたします。 それでは、議案第8号「不動産取得税の徴収猶予に関する証明（農業経営）について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
福 澤 主 事		議案第8号は、不動産取得税の徴収猶予の適用を受けている別紙の受贈者は、地方税法附則第12条第1項の規定の適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っていることの承認を求めるものです。 なお、証明願が遅延し提出されたときは、承認時と事情が異なる場合を除き、追加し承認するものとします。 別紙22ページで説明いたします。 対象者は、3年に1度、引き続き徴収猶予を受けたい旨の届出書を、中南地域県民局長に提出することになっています。 届出書の添付書類として、農業委員会の発行する証明書が必要になることから、承認を求めるものです。 今回の、不動産取得税の徴収猶予継続対象者2名については、農地基本台帳の確認と本人からの聞き取りをした結果、引き続き農業経営を行っている者として認められ、証明の期間は令和4年1月1日から令和6年12月31日までの3年間となっております。 以上です。
議	長	ただいまの説明及び報告について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
委	員	「なし」の声
議	長	質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委	員 一 同	「異議なし」の声
議	長	ご異議がありませんので、議案第8号は、原案のとおり決定いたします。 これで、議案の審議は終了いたしました。 以上で、令和7年第2回黒石市農業委員会総会を終了いたします。

黒石市農業委員会会議規則第22条第2項の規定により、ここに署名する。

令和7年2月19日

議 長 永 夏 康 行

議事録署名者 長 田 康 之

議事録署名者 工 藤 勝 彦